

一般社団法人 秋田県ドローン協会（ADO） 会員規約

第1章 総 則

第1条（趣旨）

一般社団法人秋田県ドローン協会（以下「当団体」と言う。）は、無人航空機（通称「ドローン」）の民生分野での積極的活用を図るとともに、ドローン技術に関する安全・倫理教育、人材育成、環境整備を通じて、その健全な発展と地域社会との調和に寄与し、もってドローンを社会一般に普及させることを目的とする。

第2章 入 会

第2条（入会手続き）

当団体の会員になることを希望する者は、当団体の定める様式に、必要事項を記入し、当団体に申請しなければならない。

第3条（入会の不承認）

当団体は、会員になることを希望する者が、入会申込をした場合においても、入会を承認しないことがある。

- （1）当団体の目的に賛同していないと判断された場合
- （2）過去に本規約又はその他規約に違反したことが原因で、除名、退会処分を受けたことがある場合
- （3）第2条申込書の記載事項に、虚偽、記入漏れがある場合
- （4）当団体の審査の結果、入会が不承認と判断された場合
- （5）その他前各号に準ずる場合

第3章 会員の権利義務

第4条（会員資格）

1. 当団体は、入会を承認した会員を会員名簿に記載する。
2. 当団体の会員であることの証明は、前項の会員名簿をもって行う。

第5条（会員の権利）

会員は次の権利を有する。

- （1）当団体が主催するセミナー・講演会の参加費の割引を受けることができる。

- (2) 当社団が販売するオリジナルグッズを購入することができる。
- (3) 当社団が設置する勉強会・研究会に応募・参加することができる。
- (4) 当社団の公認の行政書士による、国交省・総務省の許可申請代行手続きの割引きがある。
- (5) 当社団のロゴや資料を提要素するとともに、自社 HP にリンクを記載することができる。

第6条（会員の義務）

会員は次の義務を負う。

- (1) 当社団へ会費を支払う義務を負う。
- (2) 会員の登録事項に変更が生じた際は、遅滞なく当社団所定の様式を提出し登録事項の変更手続を行わなければならない。
- (3) 会員としての地位を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (4) 会員は、会員の種別を守り、他の種別会員を名乗ってはならない。
- (5) 法規を守り、安全にドローンを運用しなければならない。

第7条（入会金）

当社団では入会にあたり入会金の支払は不要とする。

第8条（会費）

- 1. 会員は、年会費を所定の方法で支払う。
- 2. 会員種別により以下の会費（税抜表記）を支払うものとする。
 - (1) 正会員 年額 3 万円
 - (2) 一般法人会員 年額 3 万円
 - ※ 5 名まで。5 名を超える場合には 5 名までを 1 単位として年額 3 万円を加算する
 - (3) 一般個人会員 年額 1 万円（従業員は 1 名まで）
 - (4) 賛助会員 年額 5 千円
- 3. 年度途中に退会した場合にも会費は返金しないこととする。

第4章 退会及び会員資格の喪失

第9条（退会）

- 1. 会員は退会しようとするときは、当社団所定の退会届を提出しなければならない。
- 2. 会員は退会により、会員サービスをうけることはできなくなる。
- 3. 会員は以下に該当する場合、退会したものとみなす。
 - (1) 会員が後見開始、補佐開始の審判を受けた場合
 - (2) 会員である個人が死亡又は失踪宣告を受けた場合
 - (3) 会員が破産や民事再生、会社更生、特別清算の手続を申し立てた場合

第10条（除名）

1. 会員が以下に該当する場合、当社は会員に対し事前に通知、勧告することなく、理事会の決定により会員資格を停止、剥奪し、当社の会員より除名することが出来る。
 - （1）会費が支払われない場合
 - （2）会員が法令、公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為を行った場合
 - （3）他の会員や団体を誹謗中傷する行為を行った場合
 - （4）会員が当社に提出した申込書その他関係書類に虚偽の事項を記載した場合
 - （5）当社の運営を妨げる行為、または当社の信頼を毀損する行為を行った場合
 - （6）当規約に反する行為を行った場合
 - （7）無人航空機操縦者技能証明が取り消されるなど、ドローンでの非行行為があった場合
 - （8）その他当社が不適切と判断する行為を行った場合
 - （9）当社の提供する資料を使用し、ドローン業務を受任したにも関わらず、当社に報告せず、会員のみで業務を行った場合
2. 会員は除名により、会員サービスをうけることはできなくなる。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」と言う。）ではないことを、当社に対して確約しなければならない。
2. 会員は反社会的勢力に自己の名義を利用させてはならない。
3. 当社は、会員が第1項又は第2項に反した場合、当社は何らの催告を要せずして、会員を除名することができる。
4. 当該規約により除名された会員は、除名により発生した損害につき、当社に対して一切の請求を行うことはできない。

第5章 個人情報について

第12条（個人情報について）

1. 当社は、法令その他各種法令を遵守し、会員のプライバシーに配慮する。
2. 当社が取得および保有する個人情報の項目は以下のとおりとする。
 - （1）会員登録情報
会員の氏名、住所、性別、生年月日、職業、電話番号、電子メールアドレス等
 - （2）アンケート等により、会員より提供された情報
 - （3）各種検定、研修、その他当社が提供するサービスにより取得した情報
 - （4）当社が提携する団体の利用履歴
 - （5）当社が会員向けサービスを提供するのに必要な情報

- (6) その他個人別に付与された番号・記号・その他の符号
- (7) ご意見、ご要望、お問い合わせの内容
- (8) 新たなサービスを利用いただく場合に提供いただく情報
- (9) その他個人情報保護法を遵守したうえで、当社団が取得するあらゆる個人情報

3. 当社団が取得する個人情報の利用目的は以下のとおりとする。

- (1) 会員向け各種検定、研修サービスの円滑の運営
- (2) 会員向けサービスの変更、更新、引き継ぎやそれらに付随する一切の業務
- (3) 会員向けサービス及びドローンの発展のための情報分析
- (4) 会員に対する新製品、新サービスその他各種情報提供
- (5) 会員からのご意見、ご要望、お問い合わせに対する対応
- (6) その他上記各号に準じる又は関連する目的

第13条（著作権）

1. 会員が当社団向けサービスに対し、自ら発信、提供した情報（以下、「会員提供情報」と言う。）に著作権が発生した場合、会員は当社団が当該権利を無償かつ非独占的に使用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、翻訳、改変、第三者への使用許諾等）することを許諾したものとする。
2. 会員は会員提供情報に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

第6章 その他の事項

第14条（規約の変更）

当社団は、当社団ホームページ又は会員へのメール等において変更後の規約内容を周知することにより、いつでも本規約の内容が変更できるものとする。

第15条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

第16条（裁判管轄）

当社団が提供するサービスに関し、当社団と会員との間で紛争が生じた場合、訴額に応じて秋田地方裁判所又は秋田専属的合意管轄簡易裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第17条（契約の自動更新）

契約満了1ヶ月前までに書面による解除の申し出がない場合は、本契約を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。